

北海道営住宅子育て支援推進方針

第1 目的

本方針は、安心して子どもを生き育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長する環境づくりを進めるため、道営住宅の供給にあたり、子育て支援の取組を総合的・一体的に進めることにより、本道における少子化対策の推進に寄与することを目的とする。

第2 基本的な考え方

道は、子育て世帯の居住性や安全性に配慮した道営住宅の整備及び活用を行うとともに、子育て世帯が優先して入居できる取組を推進する。

建替などの整備にあたっては、市町村と連携し、住宅に困窮する子育て世帯に対する良質な住宅供給と子育てを支援するサービス（以下「子育て支援サービス」という。）の提供を併せて行う道営住宅（以下「道営子育て支援住宅」という。）の供給に努める。

また、市町村営住宅等における取組を促進するため、市町村等に対する情報提供、支援を行う。

第3 道営子育て支援住宅

道は、地域の住宅需要や立地環境を踏まえ、建設地の市町村（以下「地元市町村」という。）と連携して、道営子育て支援住宅を整備することとし、次に掲げる事項に取り組む。

(1) 住宅等の整備

道営子育て支援住宅は、子育てしやすい広さ、間取り及び室内での事故防止などに配慮した住宅とするとともに、団地集会所は、子育て支援サービスの提供に適した広さや設備を有した施設とする。

(2) 入居

入居対象者は、道営住宅の入居要件を満たす者かつ、同居又は同居しようとする親族の内、1人以上が小学校就学前である者とする。

入居にあたっては、将来にわたって子育て世帯の入居機会を確保するため、期限を定めるものとする。

(3) 子育て支援サービスの提供

地元市町村は、子育て親子が気軽に集い、相互に交流するための場の開設、子育てについての相談や情報の提供、子育てに関する講習などのほか、地域のニーズを踏まえた子育て支援サービスの提供に努める。

子育て支援サービスの実施場所は、団地集会所で実施することを基本として、地域の子育て支援施設等の状況を考慮して定める。

(4) 道営子育て支援住宅の運営

子育て支援住宅を適切に運営するため、道、地元市町村及び団地自治会等で構成する運営協議会を設置し、地域と連携を図りながら適切に運営を行う。

第4 子育て支援施策

道は、道営子育て支援住宅整備以外の子育て支援として次に掲げる事項に取り組む。

(1) 特定目的住宅の設定

地域の住宅需要や立地環境等を踏まえて、募集世帯を小学生以下同居世帯、多子世帯（18歳未満の同居者が3名以上いる世帯）、母子・父子世帯に限定した特定目的住宅の設定に努める。

(2) 当選率の引き上げ

特定目的住宅以外の子育て支援住宅の公募を行う場合、当選率の引き上げ等の措置を行う。

(3) 既存道営住宅の活用

既存道営住宅のストックの活用により、子育て世帯向け住宅の供給や市町村等による子育て支援サービスの提供を図る。

(4) 市町村等への展開

子育てしやすい住宅の普及や子育て世帯の住まいの確保など地域における子育て支援の取組を促進するため、市町村等に対し子育て支援住宅整備及び既存住宅を活用した子育て支援、子育て世帯に対する優先入居などについて必要な情報提供、支援の実施に努める。

第5 その他

この方針のほか、道営住宅における子育て支援に必要な事項は、別に定める。